

4年第1回九戸村議会定例会予算特別委員会

令和4年3月17日（木）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第5号）

日程第1 議案第27号 令和4年度戸田財産区特別会計予算

議案第28号 令和4年度伊保内財産区特別会計予算

議案第29号 令和4年度江刺家財産区特別会計予算

日程第2 議案第30号 令和4年度九戸村水道事業会計予算

日程第3 総括質疑

【令和4年度一般会計、特別会計、公営企業会計の各会計】

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副	村	長 伊 藤 仁 君
教	育	長 岩 渕 信 義 君
総	務	課 長 大 向 一 司 君
移	住	定 住 担 当 課 長 川 原 憲 彦 君
子	育	て 支 援 担 当 課 長 浅 水 涉 君
会	計	管 理 者 吉 川 清 一 郎 君
兼	税	務 住 民 課 長
保	健	福 祉 課 長 杉 村 幸 久 君
産	業	振 興 課 長 中 奥 達 也 君
地	域	整 備 課 長 関 口 猛 彦 君
教	育	次 長 坂 野 上 克 彦 君
地	域	整 備 課 主 幹 上 村 浩 之 君
兼	水	道 事 業 所 長

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局 長	大久保 勝 彦
事	務	局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 27 号から議案第 29 号までの個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

これから、議案第 27 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計予算」から議案第 29 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算」までの 3 件について、一括して個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、はじめに議案第 27 号になりますが、「令和 4 年度戸田財産区特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

令和 4 年度戸田財産区特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比で 81 万 6,000 円減の 707 万 2,000 円と定めるものでございます。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2 ページと 3 ページの方に、第 1 表歳入歳出予算として載せております。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなりますので、ご説明申し上げます。

まず、歳入については、3 ページからとなります。

歳入について、前年度と大きく動いているものにつきましては、4 款の繰入金、1 項基金繰入金、1 目財産管理繰入金、1 節繰入金の財産管理資金の取り崩しについてとなります。71 万 2,000 円、前年度より減額ということで 456 万 3,000 円となるものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをご覧いただきたいと思います。

まず、5 ページにつきまして、1 款財産区費について、1 項財産管理費、1 目管理会費を前年度比で 150 万 2,000 円減の 194 万 7,000 円としております。これにつきましては、前年度 18 節に負担金補助及び交付金の中に計上しておりました九戸村土地改良区賦課金 2,000 円については、2 目の方の管理費の 18 節に、また、同じく集落自治会事業助成金 150 万円については、2 款諸支出金の 1 項地域振興

費、1目地域振興費の18節に移し替えております。これは、それぞれ予算の性質を踏まえてこちらの方が適切だなという判断をいたしまして、移し替えたものでございます。

次に、2目管理費につきましては、22万6,000円減の157万5,000円としております。これにつきましては、13節使用料及び賃借料に計上しております機械借上料と自動車借上料を減額したことが主な理由となっております。

次に、6ページに移りまして、2款諸支出金をご覧いただきたいと思っております。

1項地域振興費、1目地域振興費、18節になりますけれども、先ほど申し上げました集落自治会事業助成金150万円がここに計上をしております。

次に、25節になります寄附金。自治会事業寄附金。これについては、前年度より50万円を増額して100万円としております。この寄附金については、自治会が村の補助事業により公共施設の修繕等を行った際に、自治会負担の2分の1を寄付するというものでございますけれども、今回増額といたしましたのは、今年度からですが、地域振興交付金の創設に伴いまして、自治公民館等整備事業等補助金などが活用が、令和4年度は少し多くなるのではないかというふうなことのこういった見通しで、増額しているものでございます。

同じく25節になりますが、寄附金の中に郷土芸能伝承活動寄附金80万円。これにつきましては、3年に一度の九戸まつりが令和4年度に予定されていることから、7つの自治会に対する郷土芸能活動に対し、寄付を行おうというものでございます。

3款の予備費については、前年度と同額の10万円を計上しております。以上が戸田財産区特別会計予算の説明となります。

次に、議案第28号になりますが、伊保内財産区特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

令和4年度伊保内財産区特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ、これは対前年比で370万3,000円増の1,059万7,000円と定めるものでございます。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算のとおりとなります。

具体的な予算の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、そちらでご説明いたします。

まず、歳入でございますが、3ページの方を見ていただきたいと思います。

歳入について、前年度と大きく動いておりますのは、2款になります。県支出金、1項県補助金、1目県補助金、1節森林整備事業補助金に新たに下刈りの補助金67万3,000円と、造林補助金248万1,000円を計上しております。この事業の内容につきましては、伊保内の第1地割149番地1ということで、二ツ家地区になりますけれども、4.57ヘクタールにカラ松の造林を行うというものでござい

ます。先ほどの、今の補助事業の財源といたしまして、4款になります。繰入金、1項基金繰入金、1目財産管理資金繰入金、1節繰入金の財産管理資金取り崩しについて、前年度より99万6,000円増の453万9,000円を計上しているところがございます。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

歳出となります。まず、1款財産区費についてですが、1款財産管理費、1目管理会費については、前年度と同額の188万5,000円を計上しております。

次に、2目の管理費については、前年度比10万6,000円増の343万1,000円を計上しております。

6ページの方に移りまして、同じく1款財産区費になりますが、2項財産造成費、1目造林費、12節委託料には、歳入のところで説明いたしましたけれども、補助事業の実行経費として、下刈作業の委託料として99万円、それから造林作業の委託料として374万1,000円を計上しております。

次に、2款の諸支出金と3款予備費については、前年と同額の予算を計上しております。以上が伊保内財産区特別会計予算の説明となります。

次に、議案第29号をご覧くださいと思います。

議案第29号「令和4年度江刺家財産区特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

令和4年度江刺家財産区特別会計の予算の総額は、歳入歳出対前年比で23万円減の462万8,000円と定めるものでございます。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算のとおりとなります。

具体的な予算の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、それにより説明をいたします。

まず、歳入でございますが、3ページの方をご覧くださいと思います。

歳入について、前年度と比較して動きがあるものといたしましては、4款になります。4款繰入金、1項基金繰入金、1目財産管理資金繰入金、1節繰入金について財産管理資金の取り崩しが前年度比2万9,000円減の9万円とさせていただいております。

そのほか、6款諸収入、2項雑入、1目委託金の1節管理業務委託金中の村道路肩草刈作業委託金が6,000円増額しているほかは、歳入については前年度と同じ金額とさせていただいております。

次に、5ページに移りまして、歳出となります。

歳出につきましては、まず、1款財産区費については、1項財産管理費の1目管理会費は、前年度比2万1,000円増の195万1,000円。2目になりますが、管理費は4万4,000円減の242万7,000円としております。

2 款の諸支出金と 3 款予備費については、前年度と同額を計上させていただいております。以上、江刺家財産区特別会計予算の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、保大木信子君

○7 番（保大木信子君） 財産区でいろいろな問題が上ったときに、財産区会議の全体の会議で問題をもむのか。それとも、そういうことをしながら村でもそういう問題に対応はしていただけるものなのか、そこをお伺いします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 組織としては別団体、九戸村と特別地方公共団体ということですので、まったく別でありますので、執行者は村長になります。

それで、相談等受ければいろいろご相談に乗るとか、助言といいますか、お話等させていただけるかと思えますけれども、選挙で選ばれた管理委員の方々が運営しておりますので、そういったことがなければあまり法的に違っているとかなければ、意見を述べるということはあまり積極的には行えないのかなと思っております。

（「休憩をお願いします」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 13 分）

再開（午前 10 時 19 分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 伊保内財産区のところで、4 ページですけれども、6 款諸収入の 2 項雑入、1 目委託金というところに、森林公園維持管理業務委託金 40 万円とありますが、これは毎年あるみたいなんですが、今まで気が付かないできたんですが、これはどういう性質の委託金なんでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 森林公園を整備といいますか、公園にするようにということで、草を刈るとか、そういったことだと受け止めておりましたけれども。

○委員長（中村國夫君） 6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） そうすれば、それは村から財産区に入るお金ですよ。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 村の産業振興課の方から入るものでございます。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第 27 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計予算」から議案第 29 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算」までの 3 件についての個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

◎議案第 30 号の個別審査

○委員長（中村國夫君） 次に、これから議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」の個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第 30 号、水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

水道事業会計予算書の 13 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入になりますが、1 項 1 目 1 節の水道使用料については、過去 3 年平均により算定し、1 億 2,330 万 3,000 円を見込んでおります。

2 項営業外収益におきまして、3 目 1 節長期前受金戻入が 1,516 万 7,000 円となっております。

次に、支出でございます。

はじめに、1 項 1 目原水及び浄水費ですが、1 節給料は 834 万円。2 節の手当等が 471 万 4,000 円。5 節の法定福利費が 244 万 9,000 円を計上しており、これは、職員給与費は 485 万 2,000 円増となっております。これは、職員給与費を 1 名増で予算計上したことによるものでございます。

また、今まで 6 節報酬で計上しておりました浄水場緩速ろ過池砂洗い作業については、17 節委託料に計上することとし、浄水場緩速ろ過地砂洗い作業委託料として、71 万 7,000 円を含んだもので計上しております。

次に、14 ページに移っていただきまして、2 目配水及び給水費の中では、20 節の修繕費を 2,381 万 8,000 円計上しておりますが、これは 8 年の期限が切れるメーター交換と全体的に施設が老朽化していることから、突発的な修繕に向けた予算も計上しております。

次に、4 目総係費の中で、17 節委託料を 285 万 6,000 円計上しておりますが、これはメーター検針業務委託料でございます。

次に、19 節賃借料 279 万 5,000 円計上しておりますが、これは水道料金システム及び水道会計システム賃借料等でございます。

5 目 1 節有形固定資産減価償却費は、5,443 万 2,000 円となっております。

6目資産減耗費、1目固定資産除却費は、残存価値のあるものを処分するような場合に計上するもので、施設整備や消火栓等の更新工事に伴うものでございます。

2項営業外費用になりますが、1目1節企業債利息は、864万6,000円となっております。

次に、15ページに移っていただきまして、資本的収入になりますが、12款2項3目1節の一般会計補助金237万9,000円は、旧簡水の遠志内簡易水道事業債の償還金分でございます。

次に、3項1目1節の補償金679万8,000円は、境の沢橋添架管補償工事に係る補償金を新規で計上しております。

次に、4項1目1節の負担金657万8,000円は、消火栓更新工事6基分の負担金でございます。

次に、支出に移りまして、13款1項1目施設改良費の17節委託料994万4,000円は、新規で上水道事業変更認可設計業務を計上しております。これは、人口減少及び施設設備の老朽化などの状況を受けて、水道施設の統廃合及び浄水処理工程の見直し等を図り、効率的かつ健全な水道事業の運営に努めていこうとするものでございます。

35節工事請負費3,269万2,000円は、平成30年度に策定しました九戸村水道事業経営戦略の中の基本計画に沿って、老朽化する施設の更新を実施してまいりますが、毎年行っております消火栓の更新工事に加え、令和4年度には、上戸田及び宇堂口配水場濁度系設置工事、低区及び細屋配水池水位計設置工事、境の沢橋添架管補償工事等を予定しております。

次に、4目営業設備費の2節器具及び備品購入費688万6,000円は、可搬式検査機を購入するために予算計上したものでございます。

最後に、2項1目1節企業債償還金は、4,587万1,000円となっております。

水道事業会計予算に係る説明は以上となります。よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 最後のところで、委託料994万4,000円のところですけれども、ちょっと理解不能でしたけれども、3施設を統合するとかというように言いましたでしょうか。

ちょっと、そこら辺の意味を、意味をというか、どういうふうになるのかお願いをしたいんですが。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 今ある施設は、もう老朽化していると。それで、

今後、老朽化した施設を更新していく際に、今のまま更新するのか。または、人口減少とかがありますので、必要とする水の量が、料金収入に結びつく量が減ってくるのが予想されますので、近い将来、今ある施設をそのまま更新する場合と、更新しないで施設をまとめる、ある施設を廃止して、具体的なことを申し上げますと、平内の配水池と宇堂口の配水池。これは、宇堂口の配水池から平内の分を給水エリアに取り込んだらどうかということを考えているところでございます。

そういうことによって、施設の維持管理費とかを少しでも浮かせるということに結び付けたいものでございます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありませんか。2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 予算書の2ページの中段というか、下段の方に他会計からの補助金というところがあります。遠志内地区営農飲雑用水整備事業の簡水債償還金に充てる一般会計からの補助金 237万9,000円。

それから、旧簡水債事業等の簡水債利息に充てる一般会計からの補助金 50万5,000円。これはいつまで補助金の交付が必要なんでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 今、手元に何年度までで償還が終わるかという資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと調べてからお答えさせていただきたいと思いますが、そんなに長い年数ではなかったと思うので、そこは申し訳ありませんが、調べてから回答させていただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

ここで、15分ぐらい暫時、休憩を取りたいと思います。10時50分まで。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時50分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

はじめに、水道事業所長からの発言の申し出がございましたので、どうぞ、お願いいたします。

○水道事業所長（上村浩之君） 先ほど、川戸委員からのご質問で遠志内地区の営農飲雑用水事業の簡水債の償還金。これが何年度までかということでしたが、令和15年度までで完了ということになります。以上です。

○委員長（中村國夫君） 次に、移住定住担当課長から発言の申し出がございます。お願いいたします。

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 先の説明で漏れていたものがございますので、追加させていただきたいと思います。

27 ページをご覧くださいと思います。一般会計の 27 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の企画費でございます。

27 ページの 19 節扶助費でございます。扶助費の 2 つ目ですけれども、通学補助事業におきまして、今、伊保内高校生の通学バス定期購入助成ということで、これまで 5 割を補助を行ってきたものでございますけれども、新年度において全額の補助を行いたいというものでございます。5 割から新年度におきましては、全額を補助するという変更でございます。よろしくをお願いします。

◎議案第 21 号から議案第 30 号までの総括質疑

○委員長（中村國夫君） 休憩前に引き続き、審査を行います。

皆さんにお諮りいたします。

本日、午後予定をされております総括質疑を繰り上げて審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

それでは、会議を続けます。

議案第 21 号「令和 4 年度九戸村一般会計予算」から、議案第 30 号「令和 4 年度九戸水道事業会計予算」までの個別審査については、すでに終了しております。

これから、議案第 21 号から議案第 30 号までの議案 10 件について、総括の質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、保大木信子君

○7 番（保大木信子君） 保育園費について、伺います。

来年度の戸田保育園の入所人数は、何人になりますか。

○委員長（中村國夫君） 子育て支援担当課長

○子育て支援担当課長（浅水 渉君） 戸田保育園の入所人数は、9 名と予定しております。

○委員長（中村國夫君） 7 番、保大木信子君

○7 番（保大木信子君） そこなんですけれども、9 名になって土曜保育のときにたった一人とか、そういう状態があるそうなんです。

それで、職員を一つのところに集めて土曜保育をすとか、そういうことも考えていった方が良くはないかなと思います。それで、保護者の方たちの意向

も調査をして、こういうあれに反映していくべきではないかなと思います。

それで、戸田保育園があまりにも少なくなつて、父兄の間でもここよりは伊保内保育園に入りたいという方が結構いらつしゃると、私は聞いております。

でも、私に入ってくる情報が違うといけないので、そこもちゃんと意向の調査をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） それはやってみたいと思います。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） フードプランナーさんがいらつしゃるわけですが、あの方たちはどういうふうな活動であるかちょっと分かりませんが、個人的に何か相談したいときも相談できるものかどうか、どういう仕組みなのか、その辺もお伺いしたいんですが。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） A B Cクッキングから派遣されている2名のフードプランナーにつきましては、まず、一つは村民を対象とする料理教室を開催していただいておりますし、あとは伊保内高校生の料理指導も行っております。

それから、甘茶などの新商品開発とか、そういったものにも携わっております。それから、村内の飲食店と一緒に、飲食店を活性化するような取り組みということで、いろいろフードプランナーの方からいろいろ声を掛けて、例えば相談を受けていろいろアドバイスをしているところでございます。そういう延長で、村の活性化になるということであれば、ご相談いただければと思います。

（「休憩お願いします」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前10時59分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 産業振興課長にお伺いをいたします。

昨年の米価下落に伴い、村の方で補助をしていただいて稲作農家は非常に喜んでいますが、今後、米価が急激に上がる予想はございませんか。

そこで、生産調整の中で、私、資料を請求しましたが、今、一番農家が望んでいるのは、お願いをしても、W C Sのことなんですが、村内の酪農家で、県のいわて地域農業マスタープランを利用して、補助事業を利用して申請をしようというのですが、まだ叶わなかったというような経緯があるようですが、その

辺は把握しておりますか。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） 一つの事業者がWCSを材料としたTMRセンターを設置をしたいということで、国庫補助事業である畜産クラスター事業の方で、今、計画をして申請をしたものでございます。

こちらは、今ホールクロップサイレージって、青刈り稲の生産量が村で増えている、それに対して収穫や消費する農家の体制等の整備がまだちょっと遅れているということで、こういったTMRセンターをつくることでうまく回せるかなという計画で申請したものでございました。

ただ、今年度、9月の仮承認を得て12月に具体的な再申請を国に対して出したところ、国の審査機関による審査において、この計画が認められなかったという経緯がございます。この企業、個人がWCSを活用したTMRを取得販売することが認められないということがございました。

こういった組合をつくってやるのであれば、まず、考えるとか。あとは、TMRの供給先を明確にするということが必要だということで、今回につきましては、やむを得ず事業者からの申請は取り下げとしたものでございまして、今後の対応を現在、検討している状況でございます。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） この事業は、水田農家なり酪農家にとっても非常に有利な事業だと思っています。私も2年ぐらいWCSやっていますが、手間が経費が掛からないのと、そのまま直接支払いで農家に入りますので、良い事業だなと思っておりますが、今後、個人にはなかなか、組合を組織してやるのであれば、今後またその指導をして、ぜひともやっていただきたいと思えます。

牧野の飼料等にも、もし使えるのであれば、組合を酪農家が組織して、飼料費の削減にもなると思えますので、ぜひともこれは指導をして、指導というか組合を組織して、前向きに検討をするようお願いを、県との交渉をお願いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） こちらは、村全体の畜産という形で、将来的な計画を考えていきたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ありがとうございます。

もう一つ、お願いをします。

本会議の中で瀬月内の火災について、質問をした際、まだ1週間かいくらで進展がないと思えますが、その辺の、もし、ありましたらお願いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） 瀬月内集落センターの火災に伴う対応でございますが、あの後、先週の日曜日に地元の自治会。役員会の中で話し合いはさせていただきました。その中で、内容を基にこれから進めていっているところでございます。もう少し時間は掛かります。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 集会施設連絡協議会というのがございまして、その中で、今、保険の関係で、各施設の状況はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。それが、今、分かりますか。

今すぐ答えるのは大変だと思いますが、全施設にやはり保険の関係を充実させるべきだと思いますが、こう見てみますと、もう30年、40年経過する施設が大半です。

それと、この間は火災でしたけれども、夕べみたいな地震とか、災害が予想されますので、その点も含めて今後、保険の適用なり充実した方が良いと思います。

私の地域の集落センターも土砂災害を県の土木の方で、調査結果を各個人にも渡しています。それが、土砂災害に、折爪岳から土砂が流れてきて、私の家も入りますが、集会施設も避難所になっていますが、そこも警戒区域に入っています。ですから、この点も県等とも相談しながら個人ではこれはどうにもできませんので、その辺を、この土砂災害等も個人にしていますが、その辺は把握していますか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 今、お話のありました土砂災害の区域につきましては、対象となる個人様については、県の方から対象になりますよと。それで、その意見等につきまして、ありましたら県の方にご照会くださいというのがいっているはずでございます。

今回、それに基づいて、岩手県の方で、県内全域 100 パーセントの指定をしたということで、今回、昨年度から実施しているものでございます。

この区域内に入っているレッドゾーン、イエローゾーンというのがありますけれども、これについての施設に関しては、県の方では建物があるなしに関わらず、この図面等、あと、現地等を見ながら土砂災害がここまで来るということで指定してございますので、県の方としては、レッドゾーンに入っている部分の建物については、レッドゾーンには、新規の建築はできないよというふうなことで話をしておりますけれども、ただ、県とすれば調査したものですので、皆さんにお知らせをして有事の際には緊急的に逃げてくださいというような形で、皆さんにお知らせをしているものとなります。

ですので、村としましては、それをまとめまして、村全体として総務の方で災害時にはこのようにすると、この場所に逃げてくださいというのは作っていく計

画を作らなければならないんですけれども、どうしても県の方で指定した区域に入っている施設等もございますので、その件につきましては、今後、速やかに検討をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○3番(坂本豊彦君) ありがとうございます。終わります。

○委員長(中村國夫君) そのほか、質疑ございませんか。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) 一つ、農林水産業費のところ、以前、2日前ですかに質問しましたが、担い手資格取得助成のところですが、一般財源30万円という予算をこの新規事業一覧でいただいておりますが、これは資格をとった後に申請をすれば、農業振興の方で国か県の方から来るものでここに挙げたのか。

それとも村独自に本当にこれをやってほしい、補助をしますよという性質のものか、そこを教えてください。村独自かどうかということを知りたいです。

○委員長(中村國夫君) 産業振興課長

○産業振興課長(中奥達也君) 資格助成につきましては、村独自で考えたものでございます。1資格2万円を上限としたものでございます。

○委員長(中村國夫君) 6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) ありがとうございます。

そうすれば、村独自で考えたのだよというのであれば、すごく良いので。

それで、お聞きしたいのは、これは農業をやる人の資格ですけれども、村の中には、私、聞いたところは建築ですか、建築業者さんでも現場で仕事をするときに、これをやらなければならないというときに、資格が必要なことがあるんだそうです。

前にも私、3年ぐらい前に、一般質問でも取り上げたことがあるんですけれども、そういうふうな人たちに補助してあげたらどうかという質問をしたときがあるんです。そのときは、個人だからできないとか何かできないということだったんですけれども、こういうので、農業だけではなく、仕事をする上では資格が必要な業種がいっぱいあると思うんです。

私が聞いたのは建築業者さんでしたけれども。そういうふうな方たちにも村独自のこれが事業であるというのであれば、そういうふうな建築業者さんでもまず介護、介護の方までいかななくてもいいのかな、介護でも資格を取る際に、同じような2分の1補助みたいな補助を創設してあげられないものかというのをちょっとお伺いしたいです。

これは、村長でしょうか。

○委員長(中村國夫君) 副村長

○副村長(伊藤 仁君) 今回、農業者の資格助成を事業化した背景としては、やはり担い手不足を何とか解消したいと、そういう意欲を持って担い手となってい

ただく方を増やしていきたいと。特に若い方々、そういった方々を応援するという趣旨でございます。

それで、委員おっしゃるように、資格というのは、いろんな資格がございます。それで、どこまで行政がやるべきかという問題があるかと思えます。例えば、雇用対策として、新たに仕事に就くためのスキルアップという形で、例えばハローワークとか、そういったところも資格助成はしておるわけです。

逆にいうと、民間企業がやるために、資格者を確保しなければならないという、そういう法律体系だと。これをすべて村がやるというのが、ある意味で際限がないと思っております。多分、その目的だと思います。なので、そこはそういった業者の話もお聞きしながらどこまでやるべきかは検討すべきだとは思いますが、でも、まず、今回はまさに農業の担い手をいかに増やしていくか、特に若い方という視点でございます。

○委員長（中村國夫君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） もちろん、農業担い手確保でいいですけども、その建設業者さんも若い人を教えながら育てていかなければならないという使命に立っているみたいで、その人たちも若い人を育てたいというところはあるようです。ですので、これから検討していただきたいなと思えます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） では、建設関係者とも意見交換しながら検討していきたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 一般会計の3款民生費の保育園費に計上されております保育業務慰労金172万8,000円について、個別審査の際にも質問はしておりますが、この慰労金としての支給をどう考えておられるのか、提案者である村長にお伺いいたします。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） その際に、川戸委員の方からご指摘いただいた地方自治法等々の問題がございます。

それで、今、国の方に照会をしているわけですが、まだ回答は来ていないということでございまして、いずれ、法令に反するものは執行できないということでございます。

今回、コロナ禍において身を挺してといたしますか、一生懸命、保育業務に精励している職員の皆さんに何かの形で報いたいなという思いで、予算計上をしたところでございますけれども、国から新たに示された事業だったこともあって、制度の理解も十分なされていなかった点につきましては、反省しているところでござ

ございますし、関係法令等に則って、執行していくというものでございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 今の関連で、規定できるように整ったならば、もちろん規定していきたいというお考えですよ。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 行政でございますので、われわれは憲法をはじめ、法治国家である日本においては、法律に従って行政を執行していくということでございますので、それらが条件が満たされてくるのであれば報いたいという気持ちはございますので、ということでございます。

いずれ、法令に違反するものはできないよという大原則がございますので、いろいろな方々からご指摘もいただいておりますので、十分精査しながら執行に当たっては、そういうふうなことで務めてまいるということでございます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございます。

これで、総括質疑を終わります。

◎議案第21号から議案第30号までの討論・採決

○委員長（中村國夫君） お諮りいたします。

議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」から議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」まで、議案10件は順次、討論、採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第21号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 最初に、議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」について、討論、採決に入ります。

○2番（川戸茂男君） 委員長、動議の提出をしたいと思います。

ただ今議題となっております議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」について、修正の動議を提出いたします。

○委員長（中村國夫君） ただ今、本案につきまして、2番、川戸茂男君から動議が提出されました。

動議をお手元にお配りします間、暫時、5分間休憩いたします。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時22分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

お手元に配りました修正の動議については、これを議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」修正案の説明を行います。

議案第21号、九戸村一般会計予算の第1条、歳入歳出予算の総額から172万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ50億3,702万8,000円と定めるものです。

予算書中、歳入では15款国庫支出金、4項交付金、3目民生費交付金、1節児童福祉費に計上されている保育士等処遇改善臨時特例交付金172万8,000円を削除するものです。

歳出では、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育園費、7節報償費に計上されている保育業務慰労金172万8,000円を削除しようとするものです。

修正案提出の理由ですが、歳出予算に計上されている保育業務慰労金172万8,000円は、国において新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所等における保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、今年2月から9月までの間、収入を3パーセント、月額9,000円程度引き上げるための措置を実施することを目的とした、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を導入し実施するものですが、補助要件は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも改善額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。

また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

留意事項として、賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、補助額の全部または一部について返還させる。というものです。

しかし、村当局の事業導入の方法は、歳出科目の「報償費」に「保育業務慰労金」として、172万8,000円を計上しております。

報償費の科目は、通常では「表彰記念品」や「講師謝礼」を支払う科目です。

これでは、補助の要件としている基本給や毎月支払われる手当の引き上げには

なりません。

私たちは、保育職の処遇改善に反対するものではありません。処遇改善は給与条例を改正して、正しく行うべきだと考えます。

さらに、地方自治法では、いかなる給与その他の給付も、法律又はこれに基づく条例に基づかずには、支給することができないと定められております。

また、地方公務員法でも職員の給与は、給与に関する条例に基づいて支給されなければならないと定められております。

このようなことから、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的に制定されている「地方自治法」に、また地方公務員の任用、給与等について規定している「地方公務員法」に明らかに違反するものと考えます。

以上のことから、議会の使命と議員としての職責において、到底看過できないため修正案を提出することといたしました。

議員各位のご賛同を切望いたします。終わります。

○委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。

これから、ただ今の修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決いたします。

まず、本案に対する 2 番、川戸茂男君から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の修正案は、「議決すべきもの」と決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、修正案は、議決すべきものと決定されました。

次に、ただ今、修正議決すべきものと決定した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

「修正議決すべきもの」と決定した部分を除く部分については、「原案のとおり決定すべきもの」と決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、「修正議決すべきもの」と決定した部分を除く部分は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

◎議案第 22 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 22 号「令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号「令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 23 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 23 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「委員長、6 番」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、久保えみ子さん

- 6 番（久保えみ子君） 私は、議案第 23 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」に、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75 歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして、健康診断から外来、入院まであらゆる段階で 75 歳を超えたというだけで安上りの差別医療が押し付けられる、こんなひどい差別制度です。

後期高齢者医療保険料は、2 年ごとに見直され、この制度が存続すればするだけ保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。保険料を年金天引きにしたのもどんどん値上げしても取り損ねないようにするためです。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。

今年 10 月からは、これまで窓口負担 1 割だったのが、収入 200 万円以上で 2 割

負担になります。命と健康にかかわる医療に年齢で差別と高齢者への新たな負担を持ち込む制度でいいはずがありません。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第 23 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対討論とします。

○委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立をする）

○委員長（中村國夫君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 23 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 24 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 24 号「令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号「令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 25 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 25 号「令和 4 年度九戸村下水道事業特別会

計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第26号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第26号「令和4年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和4年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第27号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第27号「令和4年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 28 の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 28 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 29 の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 29 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 30 の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長 (中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長 (中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○委員長 (中村國夫君) 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会に付託されました事件は、すべて審査を終了いたしました。

したがって、予算特別委員会は、本日で閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長 (中村國夫君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○委員長 (中村國夫君) 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午前 11 時 40 分)